号外第五号 日

令和三年

曜

予算

調度

に改め、

同部施設整備室の款管財の項中

管

調

木

三月十一 日

次

公安委員会

目

公安委員会

度

を

に改め、同表捜査第二の

管財企画

管財

財

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める 令和三年三月十一日

山梨県公安委員会

武 田 信

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則 彦

委員長

部を次のように改正する。 山梨県警察の組織等に関する規則 (昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号)の一

号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を 第四条第二号中「財産および」を削り、「ならびに」を「及び」に改め、同条中第八

六 財産の管理及び処分に関すること。

加える。

第四条の二を次のとおり改める。

(施設整備室)

第四条の二 会計課に施設整備室を附置する。

「一、○八八人」を「一、○八四人」に、「一、一八七人」を「一、一八三人」に改める。 2 施設整備室においては、前条第五号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。 第三十七条第二項中「五九四人」を「五九八人」に、「七九一人」を「七九五人」に、

を 予算 調度

部広域知能犯の項中

広域知能犯捜査 広域知能犯

> を 広域知能犯

に改め、 同表組織犯罪対策の部組織犯罪捜査室の款に次のように加える。

組織犯罪捜査第 四

組織犯罪捜査第十

別表第一機動捜査隊の部中 (副隊長) 」 を「庶務」に改め、 同表警備第一の部情報

第四の項中 情報第四 情報第三 を

情報第五 情報第四 情報第三 に改

「国際捜査」を「組織犯罪対策第三」に改め、同表南アルプス警察署の部刑事の項及び 別表第二甲府警察署の部組織犯罪対策の項及び南甲府警察署の部組織犯罪対策の項中

梨 県 公 報 号 外 第五号 令和三年三月十一日

Щ

別表第一会計の部中

予算

予算

Щ

発行者

Щ

梨

県

甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所

㈱サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番